

2022

6月

No.578

かりや



か

り

や



形原あじさいの里（蒲郡市）

写真提供：山中 一弘 氏

も く じ

会長就任のご挨拶……………	1
着任のご挨拶……………	2
2022年度 第1回理事会が開催される ……	4
第10回 定時会員総会開催される ……	5
第95回 全国安全週間を迎えるにあたって ……	6
令和4年賃金構造基本統計調査の実施について（お願い） ……	20
愛知労働局管内死亡災害発生状況……………	21

愛知県の全産業死亡災害……………	21
労働者死傷病報告書受付状況……………	22
監督署だより……………	23
エッセイ 労務屋の昨今……………	24
会員だより……………	26
お知らせ……………	27

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
6月	移動式クレーン																														
	クレーン・テリック																														
	衛生管理者																														
	車両系建設機械																														
	解体用機械																														
	不整地運搬車																														
	小型移動式クレーン																														
	玉掛																														
	クレーン特別教育																														
	玉掛(B)併合																														
	高所作業車																														
7月	床上クレーン																														
	ガス溶接																														
	特別教育																														
	安全衛生教育等																														
	移動式クレーン																														
	クレーン・テリック																														
	衛生管理者																														
	車両系建設機械																														
	解体用機械																														
	不整地運搬車																														
	小型移動式クレーン																														
	玉掛																														
	クレーン特別教育																														
	玉掛(B)併合																														
	高所作業車																														
	床上クレーン																														
	ガス溶接																														
	特別教育																														
	安全衛生教育等																														



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。
24時間いつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス
<http://nagoya.sumitomokenki.co.jp>

交通機関

- ・ 名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・ 知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科
バス停下車(徒歩5分)
- ・ 国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km
右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所

愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

会 長 就 任 の ご 挨拶



株式会社アイシン

会長 瀬下 睦弘

この度、刈谷労働基準協会 会長就任にあたり一言 ご挨拶を申し上げます。

弊社都合により、今年1月津田工業株式会社 小嶋取締役様に会長職へ就任していただき、協会業務を円滑に進めていただいたことに感謝申し上げます。

さて、この1年間は新型コロナウイルス感染症の拡大、ウクライナ情勢の変化、半導体に加え燃料・原材料の不足と急激な価格上昇など、国際社会の変化が私たちの生活に影響与える状況が続いています。また、私たちの暮らしにもデジタル社会が到来し、リモート会議やテレワークの業務スタイルが当たり前となり、内外の変化に対してライフスタイルへの順応が必須です。

事業環境や働き方が激しく変革している時期に会長職を仰せつかりまして、その責任の重さを痛感し身が引き締まる思いです。

そうした中、令和3年の刈谷労働基準監督署管内の労働災害は、死傷者数 604人と前年より98人増加し、目標値を大きく上回る残念な結果となりました。

令和4年は、第13次災害防止推進計画の最終年にあたり、目標の439人を下回ることが必達です。

私たちの周りでは様々な変革が起きていますが、管理者である私たちは現場に目を向け、「現地・現物・現認」で労働者に寄り添い、実際に行われている作業を把握し「リスクアセスメント」を通じて危険源を徹底的に小さくし、常に安全で健康な職場を維持することが必要と考えます。

愛知労働局の令和4年度 行政運営方針の最重点課題である

- (1) 雇用安定の実現やデジタル人材育成に関する課題と対策
- (2) 多様な人材の活躍促進に関する課題と対策
- (3) 誰もが働きやすい職場づくりに関する課題と対策

の実現に向けて、「災害は必ずゼロにできる」との強い信念を持ち、皆さまと共に取り組んでいきたいと思えます。

行政当局をはじめ関係諸団体の皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

前会長及び理事の方々、各部会、支部で活躍された会員の皆さまに心から敬意を表しますとともに、引き続き令和4年度もご支援賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

着任のご挨拶

愛知労働局長 代田 雅彦



この度、4月1日付けで愛知労働局長に着任いたしました代田です。

一般社団法人刈谷労働基準協会並びに会員企業の皆様におかれましては、日頃より労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

愛知県は我が国のモノづくりの中核を担う地域であり、愛知の有効求人倍率はこれまで高水準で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年9月には1.02倍まで低下しました。令和3年1月以降は、基幹産業である自動車関連製造業の生産回復に伴い、有効求人倍率は、横ばいを含みながらも上昇が続き、令和4年3月には1.33となりました。

この間、事業者の皆さまには従業員の雇用維持について万全を期していただくため、「雇用調整助成金」の拡充・要件緩和を数次にわたり行うとともに、少しでも早く助成金をお手元にお届けするため、労働局・ハローワークが一丸となって迅速支給に努めているところです。

併せて、コロナ禍で小学校休業等に対応した助成金を活用して、働く保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を引き続き整えてまいります。

一方、求職者に対しては、求職者ニーズを踏まえた求人開拓、求職者とマッチングさせるための「新しい生活様式」に配慮したミニ面接会の開催、職業訓練など幅広い取組を行ってまいります。

このように、新型コロナウイルス感染症への雇用の影響について万全を尽くすとともに、ポストコロナを見据えた対策にも取り組んでまいります。本年度、愛知労働局では「デジタル人材の育成強化」、「多様な人材の活躍促進」、「誰もが働きやすい職場づくり」等に重点的に取り組むこととしております。

「デジタル人材の育成強化」につきましては、コロナ禍の影響や産業構造の変化等から、情報通信業のみならず様々な業種でデジタル人材の需要が高まる中、人材育成が喫緊の課題となっているため、助成金を活用した企業内在職者向けIT人材育成訓練や、離職者向けITスキル向上訓練コースを充実させるなど、デジタル分野訓練コースの定員拡充を図り、ITリテラシー向上に資する訓練設定の推進に取り組んでまいります。

「多様な人材の活躍促進」につきましては、男性の育児休業の取得を促進する新たな制度の積極的周知、女性活躍支援の取組の強化を図ってまいります。

「誰もが働きやすい職場づくり」につきましては、長時間労働の是正に向けた監督指導の徹底と、中小企業が置かれた厳しい状況に配慮し、働き方改革関連法の遵守・定着に向けてきめ細かな周知に取り組むとともに、生産性を高めながら労働時間の短縮に取り組む事業者の支援に努めてまいります。

併せて、本年4月1日付けで中小企業にも適用されることとなったパワーハラスメント対策の周知徹底にも一層力を入れてまいります。

これら重点課題のほかにも、労働災害防止については、労働安全衛生管理を事業運営と一体的に運営し、事業者がリーダーシップを発揮する「安全経営」の理念のもとでのリスクアセスメントの更なる深化、業務上疾病については、健康保持増進措置の総合的な実施の推進、雇用形態に関わらない公正な待遇確保については、パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づくいわゆる「同一労働同一賃金」の規定の周知徹底を図ってまいります。

また、経済動向及び地域の実情等を踏まえ、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援する業務改善助成金等の各種支援策とともに、本年度最低賃金額が改正された場合には、改正金額の積極的な周知を図ってまいります。

これら、労働局の重点施策について、あらゆる機会を捉え、わかりやすい丁寧な発信に努める所存です。貴協会並びに会員企業の皆さまの一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

着 任 の ご 挨 拶



愛知労働局 労働基準部長 伊勢 久忠

会員の皆様には、ますます御盛栄のこととお慶び申し上げます。

4月1日付けで、愛知労働局労働基準部長として着任いたしました伊勢と申します。

新型コロナウイルス感染症については、令和4年3月21日をもって、全ての都道府県でまん延防止等重点措置が終了となりましたが、新たな変異株が確認される等、依然として予断を許さない状況にあります。このため、労働基準部においても、新型コロナウイルス感染症の存在を前提として、安心・安全・健康に働ける職場づくりのため、以下の対策を中心に、取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

第一に、働き方改革関連法の遵守・定着に向けた対策についてです。

中小企業等が生産性を高めつつ、働き方改革を実現するには、中小企業等に寄り添った相談・支援（伴走型支援）を積極的に推進することが不可欠です。このため、①「働き方・休み方改善ポータルサイト」を通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、②働き方・休み方コンサルタントによる専門的な助言・指導、③生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業等を対象とする助成金の活用促進を図ってまいります。

第二に、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備に向けた対策についてです。

労働災害発生状況は、長期的に減少傾向にある業種（製造業等）と、増加傾向にある業種（社会福祉施設、小売業、飲食店等）の二極化が進んでいます。このため、「リスクアセスメント出前講座」を中心に据え、リスクアセスメントの普及と理解支援を図るとともに、管内事業者に対しリスクアセスメントの導入・定着について強く動機付けするため、「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言」制度を積極的に運用してまいります。

また、仕事を原因とする健康障害を及ぼすことがないように、リスクを踏まえた健康確保措置の実施、健康保持増進措置及び労働者全体の健康水準向上に向けた取組を推進してまいります。

第三に、最低賃金についてです。

最低賃金については、中小企業等が賃上げしやすい環境を整備することが重要です。このため、「愛知働き方改革推進支援センター」と連携し、生産性向上等に取り組む中小企業等への支援強化を行うとともに、下請取引の適正化等に取り組んでまいります。

第四に、労災補償制度の適正な運営に向けた対策についてです。

労災保険については、被災労働者に対して迅速かつ公正に必要な保険給付を行うことが重要です。このため、愛知労災保険業務センターにおいて、特に認定までに時間を要する過労死等の複雑困難事案について集中的に対応し、認定基準等に基づいた適切な認定及びより一層の迅速な処理に努めてまいります。

少子高齢化が進む中、企業の発展には、働く方々が個々の能力を十分に発揮させることが不可欠です。皆様と様々な情報交換をさせていただきながら、愛知県で働く方々にとって、より良い労働環境を整備できるよう、職員一同全力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

2022 年度 第 1 回理事会が開催される

2022 年 4 月 19 日(火)にシャインズ プラザ A・B・C にて理事 21 名、監事 2 名出席のもと刈谷労働基準監督署 橋本署長をお迎えして、2022 年度第 1 回理事会が開催されました。

小嶋会長の挨拶、議長の下、下記の内容の審議、報告が行われ審議事項についてはすべて承認され、2021 年度収支決算の承認の件、常勤役員の報酬額等の件、役員の一部変更の件は 5 月 20 日の総会の議案として、そして 2021 年度事業報告、2022 年度事業方針・事業計画・予算は総会の報告事項として進めて行く事となりました。

理事会終了後、橋本署長より刈谷労働基準監督署管内の労働災害の発生状況と 2022 年度の愛知労働局の行政運営について説明されました。令和 3 年の労働災害は、死亡者は 0、休業 4 日以上死傷病災害は 604 人（前年度比 97 人増）で 2 年連続増加で業種別では、製造業、商業、保険衛生業が多く、災害の型では転倒、墜落・転落が多かったこと、そして今年は、第 13 次労働災害防止推進計画の最終年として、目標達成に向けて、死亡者 0 の継続、死傷病災害の低減に取り組んで行きたいと説明されました。

つぎに愛知労働局の最重点課題は、

1) 雇用安定の実現やデジタル人材育成に関する課題と対策

2) 多様な人材の活躍促進に関する課題と対策

3) 誰もが働きやすい職場づくりに関する課題と対策 の 3 つで、

特に 3) 誰もが働きやすい職場づくりに関する課題と対策では、長時間労働の是正に関する取組み、労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備に関する取組み、総合的なハラスメント対策の推進に関する取組み等を説明されました。

主な審議事項

議案 1. 2021 年度事業報告ならびに収支決算報告承認の件

業務・会計監査報告

議案 2. 理事の一部変更の件

議案 3. 入会事業所の承認の件

主な報告事項

- ・ 2022 年度 収支予算書 一部修正について
- ・ 定時会員総会の案内について
- ・ 役員の一部変更に伴う就任承諾書等の提出のお願い



第10回 定時会員総会開催される

第10回定時会員総会を、去る5月20日（金）14時よりあいち産業科学技術総合センター 交流ホールにて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のもと、ご来賓として刈谷労働基準監督署の橋本署長、小田副署長をお迎えして開催しました。

はじめに、神谷副会長（知立支部長）の開会の言葉、小嶋会長の挨拶に続き、永坂副会長（碧南支部長）の総会成立の確認報告後、小嶋会長の議長のもとで、議案の審議に移り、第1号議案「2021年度決算の承認に関する件」、第2号議案「常勤役員の報酬額等の件」、第3号議案「役員の一部変更の件」についていずれも承認されました。

続いて専務理事より、「2021年度事業報告」、「2022年度事業方針・事業計画・予算」について報告を行ったのち刈谷労働基準監督署の橋本署長よりご祝辞を頂戴し、最後に磯部副会長（安城支部長）の閉会の言葉で定時会員総会は無事終了いたしました。

なお、役員の一部変更により総会後の臨時理事会において新会長に㈱アイシンの瀬下陸弘理事、副会長に津田工業㈱の石川弘一総務部長、専務理事に（一社）刈谷労働基準協会の渡辺秀博事務局次長の3名が就任されました。



瀬下新会長



橋本署長



小嶋会長

第 95 回 全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 代田 雅彦

令和 4 年度の全国安全週間は、「安全は 急がず焦らず怠らず」をスローガンに、6 月 1 日～30 日を準備期間として、7 月 1 日～7 日の間、全国で展開されます。

同週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連綿と続けられ、今年で 95 回目を迎えます。

この間、産業安全に関係する皆様方のご理解の下、各種安全管理の取組を通じて安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

愛知県における、令和 3 年の労働災害の発生状況は死亡災害 26 人（令和 2 年 50 人：▲48.0%）、死傷災害（「死亡・休業 4 日以上」以下同じ。）7,989 人（令和 2 年 7,461 人：+7.1%）となり、愛知労働局が策定し、推進を図っている「第 13 次労働災害防止推進計画」の目標に掲げた「2022 年までに、死亡災害について年間 40 人を下回りさらなる減少を目指す。死傷災害について年間 6,400 人以下を目指す。」に対し、死亡災害については大きく下回っている状況ですが、死傷災害は目標達成に向け更なる取組が必要な状況であると認識しております。

これまで愛知労働局では、労働者個人の注意力に依存しがちな、現場が主体となった「安全衛生活動」から、本来の原点である、事業者が主体となる「安全衛生管理」への重点の転換を提唱し、リスクアセスメントを用いた論理的、科学的アプローチの推進・定着を進めてまいりました。

本年度は、リスクアセスメントのプロセスが、生産性や品質向上等を図るプロセスと一体をなすことが可能なものであることから、事業者が安全衛生管理を事業運営と一体的に捉えて、労働災害防止に係るリーダーシップを発揮する、いわば「安全経営」の理念の下、成熟した安全衛生管理の定着を図ってまいります。

この取組を、より具体的なものとするため、「リスクアセスメント出前講座」等を実施し、併せて「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言」への参加など、リスクアセスメントの取組を一層促進してまいります。

さらに、各職場においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」「取組の 5 つのポイント」をあらゆる機会を捉えて周知し、基本的な感染防止対策の徹底を図ってまいります。

また、本格的な夏を迎える前に職場における熱中症撲滅を図るため、5 月より集中的な取組に着手し、WBGT 計等を用いた科学的根拠を伴う熱中症対策の徹底を図ってまいります。

事業場の皆様におかれましては、全国安全週間を契機とし、これらの取組に十分ご留意の上、現在行われている安全管理や取組の再確認を行い、より積極的な対応に結びつけていただきますようお願いいたします。

令和4年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少してきたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況である。さらに、死亡災害も令和3年は増加に転じるなど予断を許さない状況にある。

このような状況において労働災害を減少させるためには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守・実行するための時間的・人間的に余裕を持った業務体制を構築することが重要である。そのため、令和4年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

安全は 急がず焦らず怠らず

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
 - (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (ロ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (ハ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (ニ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (ホ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメ

ントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- エ 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

② 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- エ 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- オ 耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用

③ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

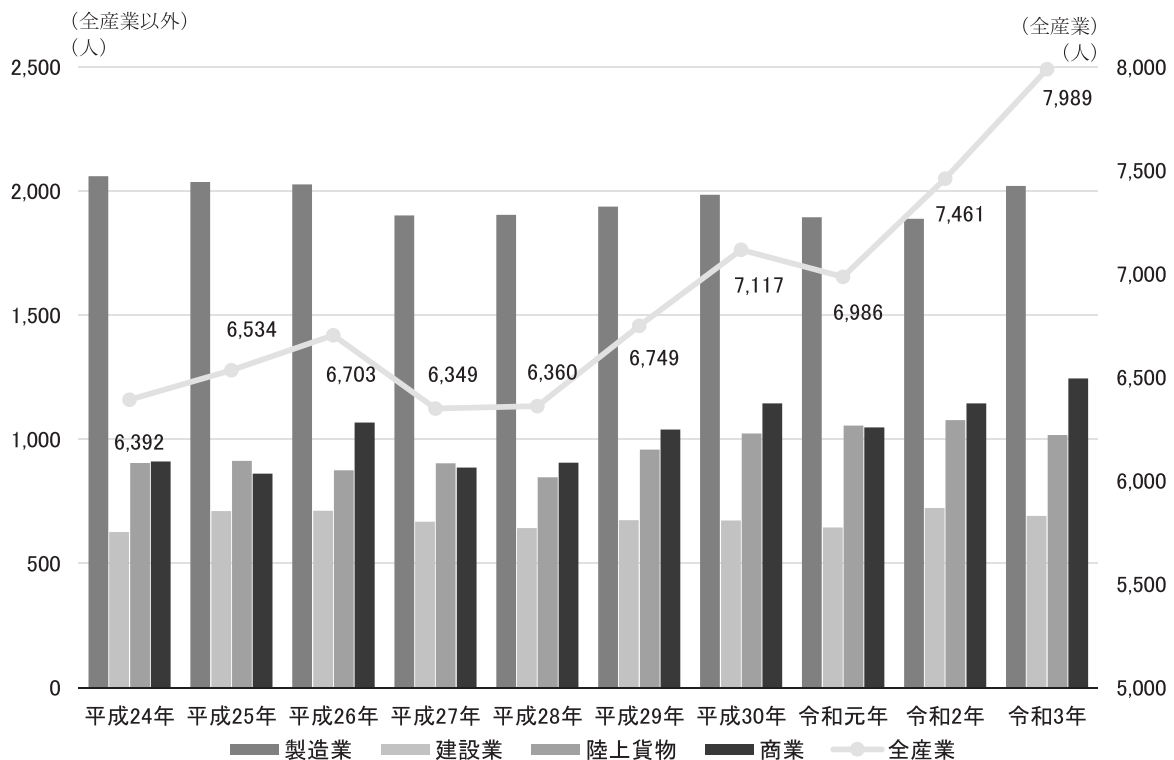
- ア 熱中症初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備
- イ 計画的な暑熱順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- ウ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取の徹底
- エ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理、当日の作業開始前の健康状態の確認、暑熱順化が不足していると考えられる者の把握
- オ 熱中症予防に関する教育の実施
- カ 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊への要請
- キ 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

令和 3 年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

1 労働災害による死傷者の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、令和元年に一旦減少したものの再び増加傾向にある。令和 3 年の愛知県内における労働災害による死傷者数（死亡・休業 4 日以上、以下同じ。）は 7,989 人で、対前年比 528 人（7.1%）の増加となり、過去 10 年間で最大となっている。

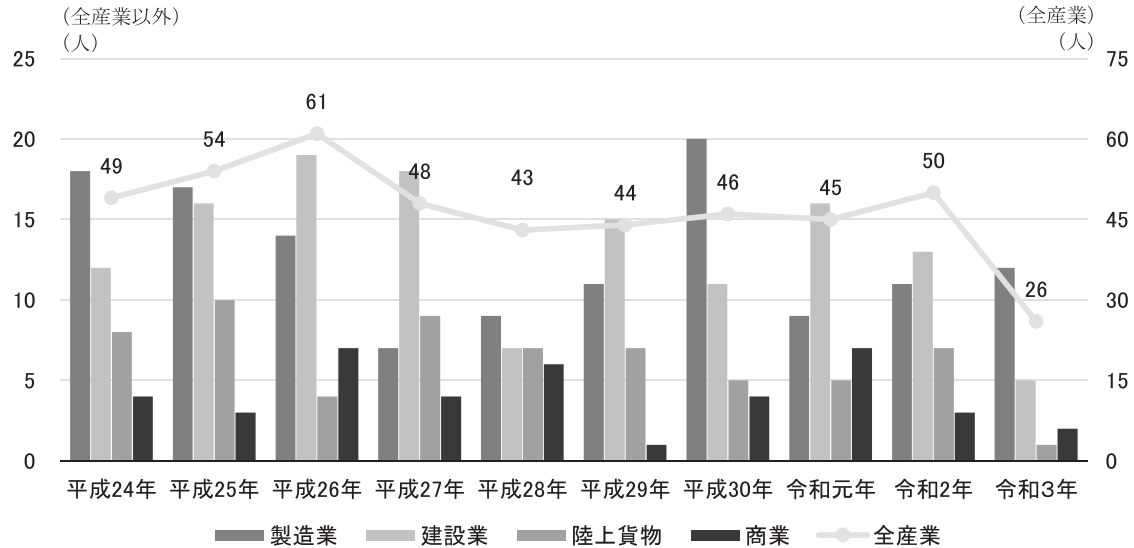


	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
製造業	2,060	2,037	2,027	1,902	1,904	1,938	1,986	1,895	1,889	2,021
建設業	627	711	712	668	643	674	673	645	723	691
陸上貨物	905	913	876	904	847	959	1,024	1,056	1,078	1,011
商業	911	862	1,068	886	906	1,040	1,145	1,048	1,145	1,245
全産業	6,392	6,534	6,703	6,349	6,360	6,749	7,117	6,986	7,461	7,989

単位：人

2 死亡災害の発生状況

令和3年の愛知県内における死亡者数は26人で、過去10年間で最少となっている。



	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
製造業	18	17	14	7	9	11	20	9	11	12
建設業	12	16	19	18	7	15	11	16	13	5
陸上貨物	8	10	4	9	7	7	5	5	7	1
商業	4	3	7	4	6	1	4	7	3	2
全産業	49	54	61	48	43	44	46	45	50	26

単位：人

2-1 死亡災害の概況

令和3年は、令和2年より24人の減少となった。

令和3年の死亡災害について、令和2年と業種別で比較すると、建設業が13人から5人、陸上貨物運送事業が7人から1人、商業が3人から2人へ減少したが、製造業が11人から12人へ増加した。

製造業と建設業（災害件数上位2業種）で死亡災害の半数以上を占めている。

2-2 事故の型別の発生状況

令和3年の死亡災害を事故の型別にみると、「墜落・転落」で7人、「はさまれ・巻き込まれ」及び「交通事故」でそれぞれ5人、「崩壊・倒壊」及び「激突され」でそれぞれ2人となっており、この5つの型で80.8%を占めている。

2-3 年齢別の発生状況

令和3年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満は0人、20～29歳で2人、30～39歳で4人、40～49歳で5人、50～59歳で4人、60歳以上で11人となっている。50歳以上の中高年労働者で57.7%、60歳以上の高年齢労働者で42.3%を占めている。

2-4 経験年数別の発生状況

令和3年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が2人、1年以上5年未満が11人、5年以上10年未満が3人、10年以上15年未満が1人、15年以上20年未満が4人、20年以上が5人であった。

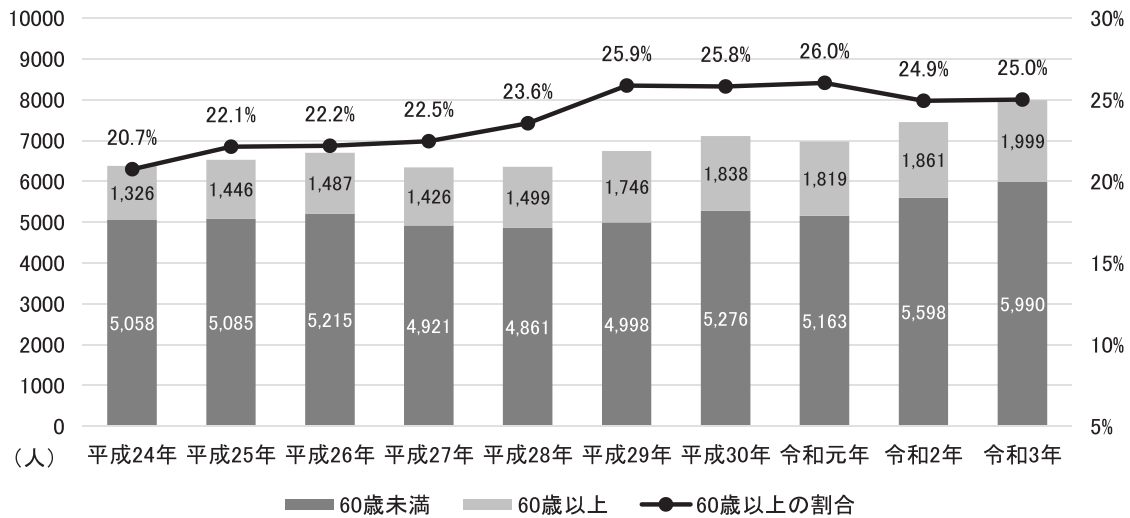
経験年数5年未満が50.0%を占めている。

3 高年齢労働者における労働災害発生状況等

3-1 労働災害発生状況の推移

死傷災害に増加傾向がみられる 60 歳以上の高年齢労働者の死傷災害の発生状況を見ると、令和 3 年は 1,999 件となっており、全体の 25.0%を占めていて、60 歳以上の災害発生件数自体に減少傾向は見られていない。特に平成 29 年を境に災害発生件数も割合も増加している。

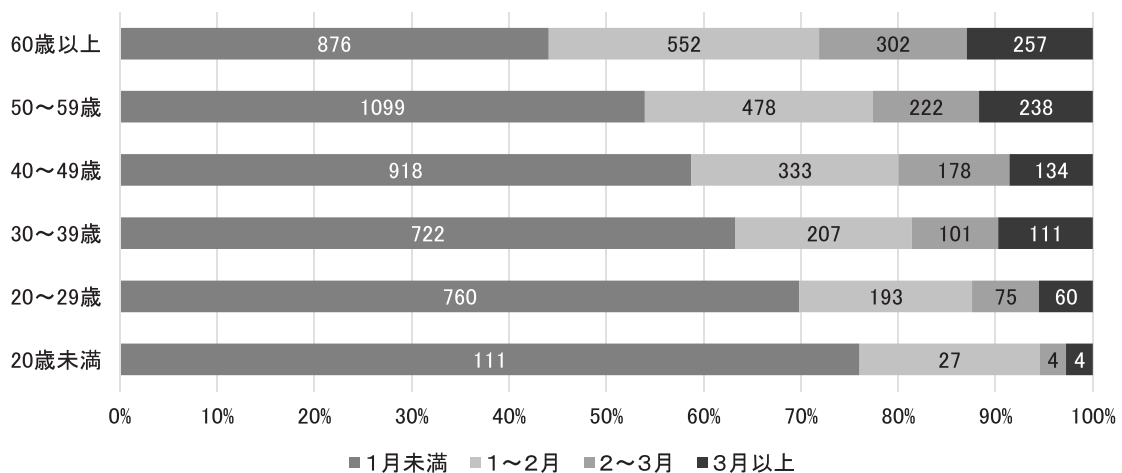
高年齢労働者の労働災害発生状況の推移



3-2 年齢別休業期間

令和 3 年における被災労働者の年齢別休業見込み期間は以下のとおりであった。年齢が上がるにつれて、当該期間が長くなる傾向が見られ、60 歳以上の高年齢労働者においては、約 6 割が休業 1 か月以上となっている。

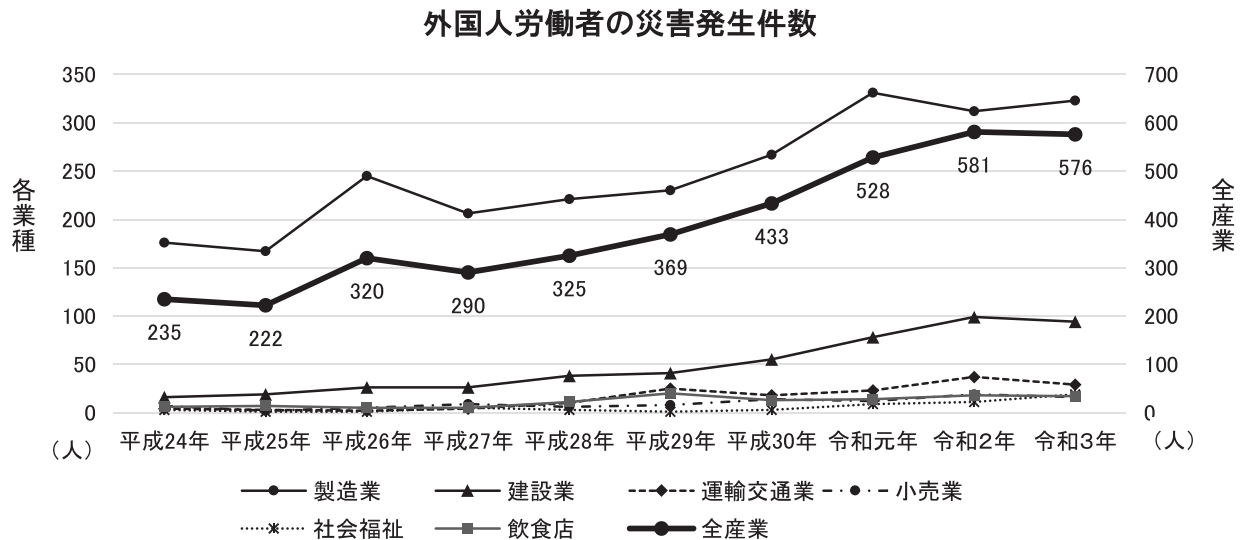
年齢別休業見込み期間の割合(令和3年)



4 外国人労働者における労働災害発生状況等

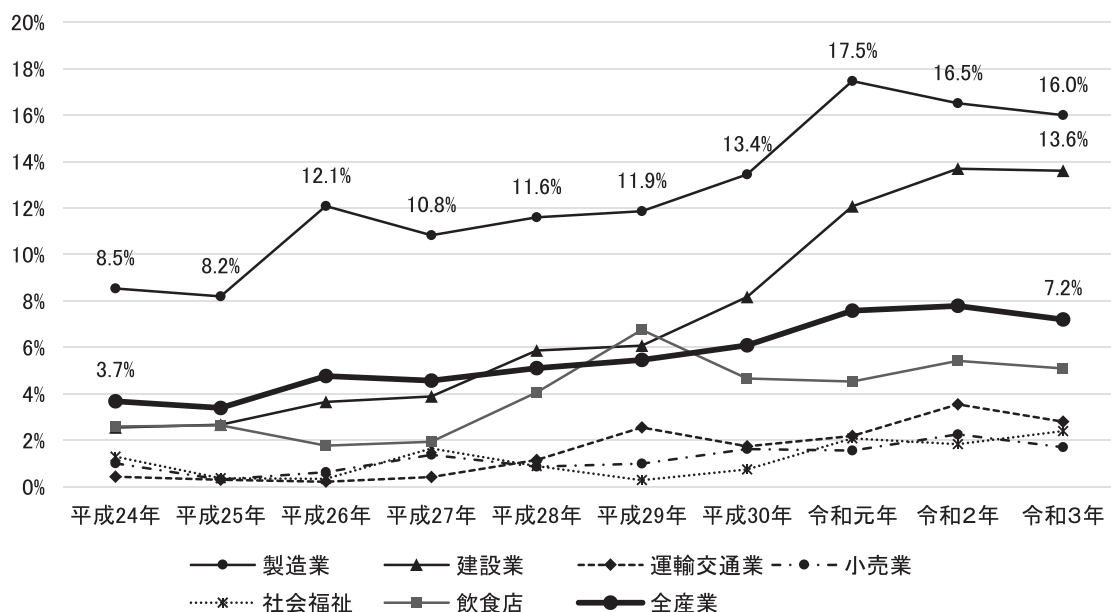
4-1 業種別発生状況の推移

令和3年の外国人労働者の死傷災害は576人となっており、平成24年の235人と比べ341人増加した(145.1%増)。特に製造業での件数多く、また建設業では増加傾向にある。



4-2 労働災害のうち外国人の割合の推移

労働災害のうち外国人労働者が占める割合は、令和3年では全体の7.2%を占めている。特に製造業・建設業では比率が高く、製造業は16.0%、建設業は13.6%を占めている。



STOP! 転倒災害プロジェクト

～転倒災害の防止に取り組みましょう～

- 転倒災害は労働災害の中で最も多く発生しており、現在も増加傾向にあります。厚生労働省では、これを防止するため、全国安全週間の準備期間である6月を重点取組期間として、労働災害防止団体とともに「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。各事業場において、チェックリストを活用した総点検等にお努めください。



- チェックリスト等は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

- 転倒防止対策の一環として、「愛知労働局 転倒予防体操」を作成しました。愛知労働局ホームページから動画をご覧いただけますので、是非ご活用ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/_121845_00003.html



「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開します

～第三次産業における労働災害防止の取組について～

- 第三次産業における労働災害は増加傾向にあり、特に、社会福祉施設、小売業、飲食店の災害はその約5割を占めています。厚生労働省は平成30年度から、これらの業種における労働災害を減少させることを目的として運動を展開していますが、令和3年4月1日、その名称と内容を一部改め「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」として実施要項を定めました。
- 災害のない店舗・施設づくりは、施設利用者、消費者の安全にも寄与し、人材確保にも繋がります。ホームページをご参照の上、各事業場においても取組をお願いします。

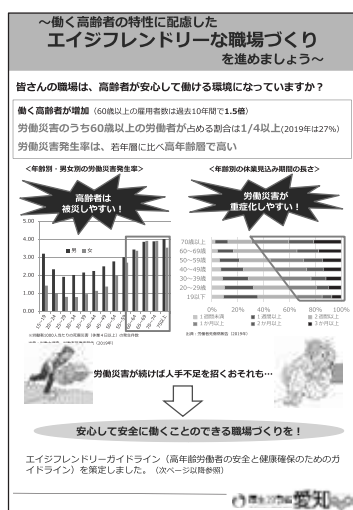
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/safety-tenpo-shisetsu.html



「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」

(エイジフレンドリーガイドライン)

～高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを～



ガイドラインのポイント

- 事業者求められる取組
 - ・安全衛生管理体制の確立等
 - ・職場環境の改善
 - ・高齢者の健康や体力の状況の把握
 - ・高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - ・安全衛生教育
- 労働者に求められる取組
 - ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
 - ・日ごろから運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む
- 国・関係団体等による支援の活用
 - ・高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
 - ・個別事業場に対するコンサルティング等の活用
 - ・エイジフレンドリー補助金等の活用



- 詳しくは、愛知労働局ホームページをご覧ください

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/age-friendly.html

外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ

外国人労働者に対する安全衛生対策には、適切な配慮をお願いします

- 厚生労働省ホームページ「外国人労働者の安全衛生対策について」では、外国人労働者の安全衛生対策に活用いただける相談窓口、教材を提供しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



外国人在留支援センター安全衛生班



外国人在留支援センター安全衛生班では、外国人労働者を雇用する事業主及び外国人労働者の皆様からのご相談・個別支援を無料で行っています。是非ご利用ください。（委託先：東京労働基準協会連合会） <https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



安全衛生教育資料

- ▶ 外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材
(中国語・ベトナム語・インドネシア語・英語)

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/videokyozai2.html>



- ▶ マンガでわかる働く人の安全と健康（教育用教材）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13668.html

- ▶ パンフレット「外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000520581.pdf>



外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（外国人雇用管理指針）

外国人雇用管理指針では、事業主が外国人労働者の安全衛生を確保するために行うべき事項を、下表のとおり定めています。（抜粋）

安全衛生教育の実施	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対し安全衛生教育を実施するにあたっては、母国語等（＊）を用いる、視聴覚教材を用いる等、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、外国人労働者に使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。
労働災害防止のための日本語教育等の実施	外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
労働災害防止に関する標識、掲示等	事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。
健康診断の実施等	労働安全衛生法等の定めるところにより外国人労働者に対して健康診断、面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査を実施すること。実施にあたっては、これらの目的・内容を、母国語等（＊）を用いる等、当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。また、外国人労働者に対しこれらの結果に基づく事後措置を実施するときは、その結果並びに事後措置の必要性及び内容を当該外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めること。
健康指導及び健康相談の実施	産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導及び健康相談を行うよう努めること。
労働安全衛生法等の周知	労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知すること。その際には、分かりやすい説明書を用いる、母国語等（＊）を用いて説明する等、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

（＊）母国語等…母国語その他当該外国人が使用する言語又は平易な日本語

eラーニング等により行われる安全衛生教育等の実施について

- 令和3年1月25日付け基安安発 0125 第2号及び令和3年9月1日付け基安安発 0901 第3号ほかにより、安全衛生教育等をeラーニング等により実施する際の基本的な考え方、ガイドライン、質疑応答要領等が示されました。
- 受講者が受講した事実及び教育時間が法令で定める教育時間以上であることを実施者が担保すること、講師等が十分な知識又は経験を有すること、受講者から質疑を受け付け回答できる体制を整えることが必要とされています。
- また教育科目として実技教育又は実地研修が必要な場合及び修了試験が必要な場合は、それを講師と同一場所で対面して実施することが求められています。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211006K0030.pdf>



熱中症を防ごう！ ～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



- 厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。愛知労働局は、これに合わせパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。
- 令和3年、愛知労働局管内では、28件の熱中症が発生しました。熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能です。パンフレットを参考に、熱中症の根絶を目指しましょう。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/nettyusho.html



石綿障害予防規則が改正されました

(令和2年7月1日公布／令和3年4月1日等から順次施行)

- 石綿等の使用の有無の調査（事前調査）の強化等を内容とした、改正石綿障害予防規則が順次施行されています。
 - (1) 既に規制が始まっている事項
 - 事前調査の必要な範囲の拡大（小規模な改修作業も含め、原則全ての解体・改修工事が対象に）
 - 事前調査の方法の改正（設計図書等の文書確認と目視による確認の両方が原則に）
 - 事前調査の記録の保存等（所定事項を記録の上、調査終了日から3年間保存が必要）
 - 事前調査結果報告の開始（一定規模以上の解体・改修工事は、あらかじめ電子システムで報告）

(2) これから規制が始まる事項

令和5年10月1日から、建築物と船舶の事前調査・分析調査は、必要な知識等を有する者に行わせることが必要となります。施行日までに講習受講等を行うようお願いします。

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/ishiwatasoku_kaisei.html



新たな化学物質管理等について ～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～

- 特化則、有機則等に基づく個別具体的な規制を中心としていた化学物質管理の仕組みが、自律的な管理を基軸とする規制へと大きく転換される予定です。
 - 措置義務対象が大幅拡大され、国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能になる予定です。
 - 特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用し、一定の要件を満たした企業は、自律的な管理を容認する方向へ改正される予定です。

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/chemical_management.html



事務所衛生基準規則が改正されました (令和3年12月1日公布／令和3年12月1日施行・適用)

- 事務所衛生基準規則等の改正が行われました。主な改正点は下記のとおりです。
 - 作業面の照度（事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。）
 - 便所の設置基準（男性用と女性用に区別して設置する原則を維持しつつ、「独立個室型の便所」を付加する場合の取扱い、少人数における例外等が示されました。）
 - 救急用具の内容（救急用具・材料の具体的な品目の規定がなくなりました）

- 厚生労働省ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html



歯科健康診断の報告が、労働者数にかかわらず必要になります (令和4年10月1日 施行予定)

- 労働安全衛生法第66条第3項に基づき、一定の有害な業務に従事する労働者に対しては、歯科健康診断を行うことが必要です。
- 法令改正により、歯科健康診断を行った事業者は、労働者数にかかわらず、遅滞なく歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することが必要になります。

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/shika_kenshin.html



職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

- 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防のため、厚生労働省は「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を公開しています。各事業場において、自主的な取組等に努めていただきますようお願いします。

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/_122148_00006.html



愛知労働局では「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズに、安全衛生を科学的、論理的に考えていただくための特集コーナーを設けています。安全衛生を基礎から考えてみましょう。

「論理的な安全衛生管理の推進・定着」

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/_121845.html



1. 危なさと正しく向きあう

「安全」は、国際的に『許容できないリスクがないこと』（ISO／IEC ガイド 51：2014）と定義されています。これを実現するためには、「リスク」、すなわち「危なさ」をひとつおき調べて層別、整理することが必要です。その上で、許容できない「危なさ」については、対策を講じて度合いを下げ、なお残留する「危なさ」は、付き合わざるを得ないことを承知して、管理下に置くべきです。

愛知労働局では、このように、危なさと正しく向きあうことを提唱し、危なさを調べ、整理するための最も合理的なツールとして「リスクアセスメント」の普及、促進を図ってきました。

2. 「リスクアセスメント」による調査の一体化

「リスクアセスメント」は、「危なさ」の根源である「危険源（ハザード）」と「作業者」の関わりを合理的に調べる手段です。その過程で、作業者がどのような作業をしているかを調べることとなります。

職場には、不具合処理の作業など、現実には作業者しか知らない作業が多くあります。それらは言い換えれば管理されていない作業であり、作業手順なども十分検討されたことがないものがほとんどです。またそれら管理されていない作業の際に、労働災害発生リスクが高まる場合が多く、さらに同じタイミングで、生産性低下、不良発生、環境負荷の高まりなどが起こっていると考えられます。

リスクアセスメントは、突き詰めると、現場の実態を把握するためのツールと言えます。生産性管理、品質管理、環境管理など、いずれを進める上でも現場の実態把握は欠かせません。そして現場はひとつしかないのですから、実態把握の調査も一体化されるべきです。リスクアセスメントは、これら現場の調査を一体化できるツールです。

3. 「安全経営」へ

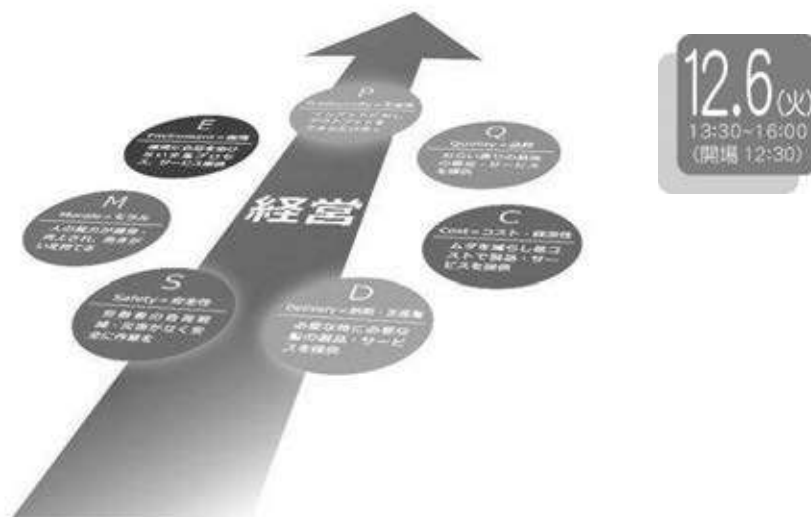
経営者が持つべき視点として、いわゆる PQCDSME の7つがあり、これらはどれ一つも欠かすことはできず、逆にどれかひとつだけを重視することもできません。「安全」も、そのうちのひとつに組み入れ、課題とすべきです。

一方、安全性と、生産性・品質・コスト・納期等は、互いにトレードオフの関係にあるとする根強い誤解があります。しかし、リスクアセスメントを通じて現場の実態を把握し、管理向上させることは、単に安全性の向上だけでなく、生産性、品質、コスト、納期、士気、環境を同時に向上させること、さらには企業価値をも向上させることに繋がります。

愛知労働局は、安全管理を経営課題ととらえ、戦略的に生産、品質、原価と一体的に管理する経営手法、言わば「安全経営」の推進を提唱します。

安全経営あいち 推進大会2022

リスクアセスメントを通じPQCD SMEはひとつにできる。



日 時 : 2022年12月6日(火) 13:30から16:00まで

会 場 : 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール
名古屋市中区金山一丁目5番1号

参加費 : 無料

主 催 : 愛知労働局

協 力 : (公社)愛知労働基準協会
各地区労働基準協会
各労働災害防止団体

プログラム(予定)

- プロローグ
- 主催者あいさつ
- **基調講演 新潮流『安全経営とウェルビーイング(Well-being)』**
 明治大学顧問・名誉教授・校友会名誉会長
 公益財団法人 鉄道総合技術研究所会長
 公益社団法人 私立大学情報教育協会会長
 一般社団法人 セーフティグローバル推進機構 会長
向殿 政男氏
- **パネルディスカッション『演劇で考える安全経営』**
- 大会宣言
- エピローグ

■ 詳細及び参加申し込みは、愛知労働局ホームページをご参照ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeiei_forum2022.html





リスクアセスメントを
基礎から学びましょう！

愛知労働局 & 労働基準監督署
Aichi Labour Bureau & Labour Standards Inspection Office

- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「リスクアセスメント出前講座」を行います。

	集団受講（概ね 10 事業場以上）	WEB 単独受講（1 事業場ごと）
受講要件	- 労働局または労働基準監督署の担当者が会場に出向き、リスクアセスメント等について説明します（講師料不要）。 - 講義内容への質問に担当者が応答します。	- 申込みいただいた事業場に、URL を通知します。リスクアセスメント等についての説明動画を、WEB にてご覧いただけます（料金不要）。 - 講義内容への質問は行えません。
受講準備	- リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。 - 講座を依頼する団体（以下「依頼団体」といいます。）が、商工会、協同組合その他、事業者により構成される団体等であることが必要です。 - 受講事業場が、概ね 10 事業場以上であることが必要です。また受講事業場は、愛知県内の事業場を中心としてください。	リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要です。
申込み	- 講座は、非営利目的の開催とし、90 分以上の時間を確保してください。 - 依頼団体において、受講者を収容できる会場及び、マイク、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等の必要機器を手配してください。なお、プロジェクターに接続するノートパソコンは、情報漏洩防止の観点から局又は署の備品を使用します。 - 依頼団体において、配布資料を必要部数印刷し、当日、受講者に配布してください。資料原稿は、事前に局又は署から PDF 形式ファイルにより配付します。	- 配信は YouTube で行います。YouTube を視聴可能な環境をご用意ください。 - 受講者を一堂に集めて受講させるか、URL を通知の上、分散して受講させるか等を定め、受講のために必要な手配を行ってください。
	- 開催希望日の 1 か月前までに、依頼団体の事務局を管轄する労働基準監督署あて、①申込書、②受講事業場一覧表（予定）を提出してお申込みください。署担当者が詳細を調整します。 - 申込書等は、このリーフレットに添付のものまたは、Web で配布しているファイルをご使用ください。	- あらかじめ受講日を決めた上で、WEB 申込みを行ってください。後日、URL を通知します。 - URL の通知は、期日を決めて行っているため、申込みから間が開く場合があります。ご了承ください。

- 様式ダウンロード・WEB 申込み等は、愛知労働局ホームページへ
お問合せは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。



令和 4 年賃金構造基本統計調査の実施について（お願い）

愛知労働局

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も 7 月に、「賃金構造基本統計調査」を下記のとおり実施いたします。

この調査は、国の最も重要な統計の一つとして法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されております。

調査の対象となりました事業所におかれましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ではありますが、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 調査目的

主要産業に雇用される労働者について、賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としています。

2 調査結果の活用

企業の賃金を決定する際の資料として広く利用されているほか、賃金関係の訴訟等における逸失利益算定の資料にも利用されています。

また、最低賃金の決定や、労災保険給付における休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、行政資料としても必須のものとなっています。

3 調査対象企業

厚生労働省が一定の方法によって抽出した愛知県内の事業所です。

4 調査票等の発送時期

調査対象となった事業所へは、厚生労働本省から調査票等を 7 月初旬までに順次発送します。

5 提出期日及び提出方法

令和 2 年から政府統計オンライン調査総合窓口からオンラインで回答できるようになりましたので、是非ご活用ください。

なお、7 月 31 日までに愛知労働局（ただし、一括調査企業の場合は、厚生労働本省）への郵送による提出も可能です。

（政府統計オンライン調査総合窓口）<https://www.e-survey.go.jp>

お問合せ先

愛知労働局労働基準部賃金課 電話 052-972-0258

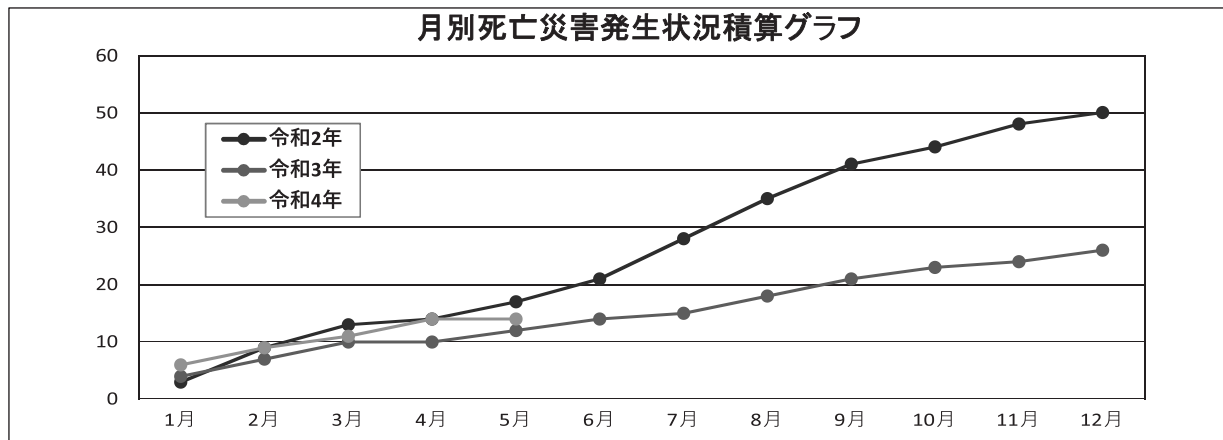
愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和4年5月10日現在の速報値）

愛知労働局

業 種	年 別	令和4年（速報値）	令和3年同時期（速報値）	令和3年確定値
製 造 業	食 料 品 製 造 業	3	5	12（1）
	化 学 工 業		1	1
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		1	1
	金 属 製 品	2		2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1	1	1（1）
	そ の 他		1	4
	そ の 他		1	3
建 設 業	土 木 工 事 業	6	2	5
	建 築 工 事 業	2		
	そ の 他	3	2	5
	そ の 他	1		
陸 上 貨 物 運 送 事 業		1		1（1）
商 業	卸 売 業	1		2（2）
	小 売 業	1		
	そ の 他			2（2）
	そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業				
上 記 以 外 の 事 業		3（1）	1	6（1）
合 計		14（1）	8	26（5）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

月別死亡災害発生状況積算グラフ



愛知県の全産業死亡災害

（令和4年5月10日現在）

愛知労働局

発 生 月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R4.4.15. 9:05	商業	30～49名	不明	0代	年	その他	その他の 起因物	午前9時5分頃、敷地内で被災者が座り込んだ状態で意識を失っているところを同僚が発見した。被災者は医療機関に搬送されたが、死亡したもの。原因等詳細は調査中。
R4.4.22. 8:41	土木工事業	9名以下	林業	70代	50年	崩壊・倒壊	立木等	被災者は、チェーンソーによる伐木作業中に根本が腐った木がかかり木となったため、処理をしようとしていたところ、突然落下してきたかかり木にはさまれたもの。

令和 4 年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和 4 年 4 月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	14		46		52		-6		建 設 業 計	1		11		5		+6	
食 料 品	1		7		15		-8		土 木			3		2		+1	
織 維									建 築	1		7		3		+4	
木材・木製品					1		-1		そ の 他			1				+1	
製紙・印刷			2				+2		交通・運輸業	5		13		23		-10	
化 学			2		2				陸上貨物業					1		-1	
窯業・土石			1		3		-2		港湾荷役業								
鉄鋼・非鉄			3		3				商 業	1		14		13		+1	
金属製品	3		9		9				接客・娯楽業	2		5		5			
一 般 機 械	3		6		2		+4		清 掃 業	4		5		3		+2	
電 気 機 械					1		-1										
輸送用機械	6		10		14		-4		そ の 他	7		21		33		-12	
その他製造	1		6		2		+4		合 計	34		115		135		-20	

※本統計は令和 4 年 4 月末までの労働者死傷病報告（休業 4 日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。



熱中症を防ごう

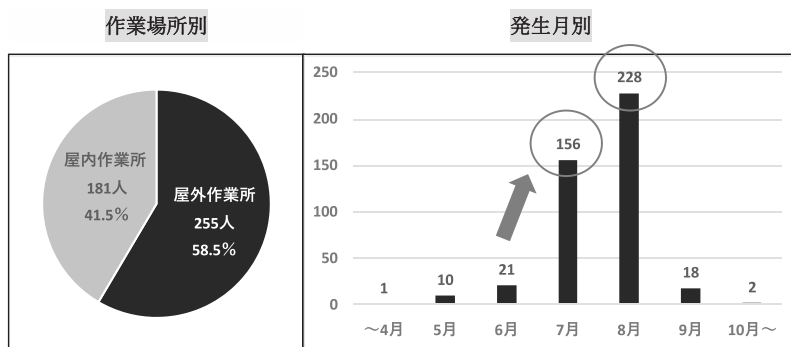
～ 7 月からは特に熱中症が多発する時期に入りますのでご注意ください～

刈谷労働基準監督署

過去 10 年間の愛知県における熱中症の発生状況をみますと

- 発生場所が屋外のものが約 60%、屋内のものが約 40%で、屋外に限らず屋内の発生割合もかなり高くなっています。
- 熱中症の発生は毎年 5 月頃からで、かなり早い時期から始まります。また、梅雨明けの時期になると日差しが急に強くなり全国的に熱中症が発生しています。

【愛知県における過去 10 年間（平成 24 年～令和 3 年）の熱中症発生状況】



熱中症の予防のためには以下の作業現場の WBGT 値に応じた管理を推奨しております。

- WBGT 値の把握
作業現場に WBGT 値（暑さ指数）測定器（JIS 規格に適合したものを）を備え WBGT 値を把握
↓
- WBGT 値の応じた対策
休憩場所の設置、通気性の良い服装、作業時間の短縮、水分・塩分の摂取 など
↓
- 管理者等による WBGT 値の確認と巡視による状況の確認
現場において上記の対策はとられているか、水分・塩分補給はされているか など



休憩中の作業者の状態変化にも注意してください。

少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。

詳しくは、愛知労働局ホームページへ ➡



一般社団法人 東海労働経済研究所

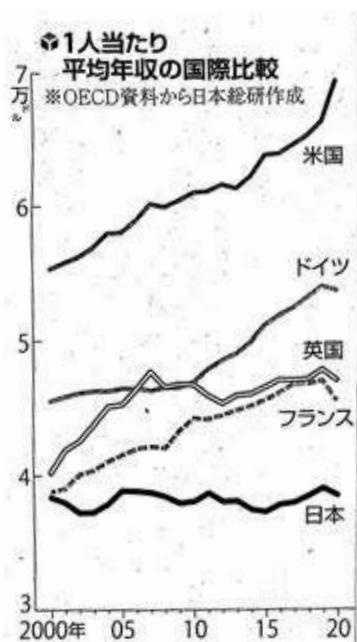
代表理事 小栗 利治

(前愛知紛争調整委員会委員)

賃上げ好循環つながる

3月19日付読売新聞は標題の解説を行っている。

1. 1人当たり平均年収の国際比較

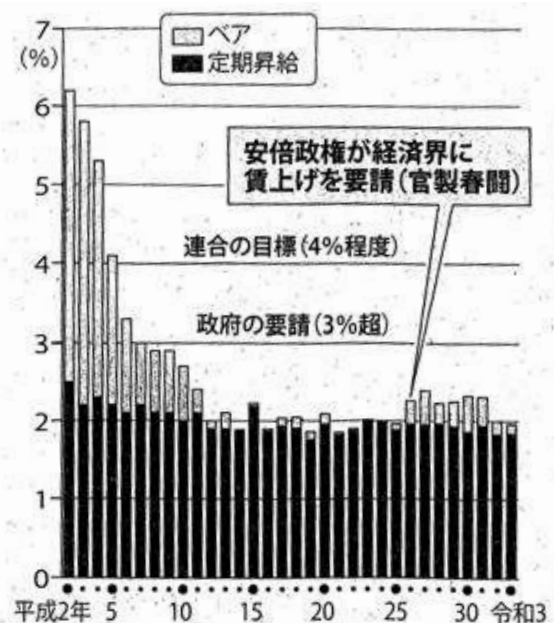
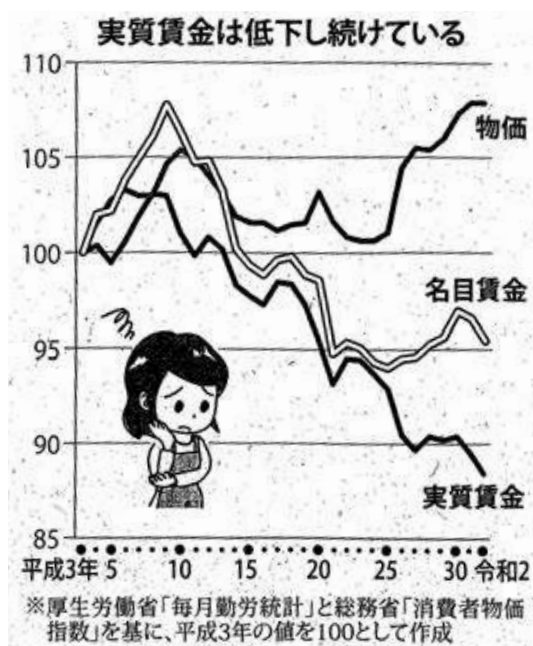


左表をご覧ください。答えは明白である。2000年から20年間、日本の労働者の平均年収はほとんど変わらない推移を示している。何故だろうか。

「今年の春闘」は自動車業界が賃上げムードを先導した。トヨタ自動車は回答日を待たず3月9日、労組の要求に満額回答した。電機も、日立製作所、東芝、NECの3社が基本給を底上げするベースアップ分として要求通りの3000円で妥結した。

SMBC日興証券によると、主な上場企業の今年の3月期の経常利益の合計は前期比32%増の見通しだそう。賃上げ回答は、コロナ禍からの世界的な需要の持ち直しなどによる好業績を反映した形だ。昨年は1.86%だった賃上げ率が「2%を超えるのは確実とみられる」と賃上げムードが明確であることは喜ばしい限りだ。(前記同紙参照)

週のぼること2月2日の産経新聞も「基本給増 生活水準維持に」の特集の中「実質賃金ピークは26年前」と報道され、デフレにより



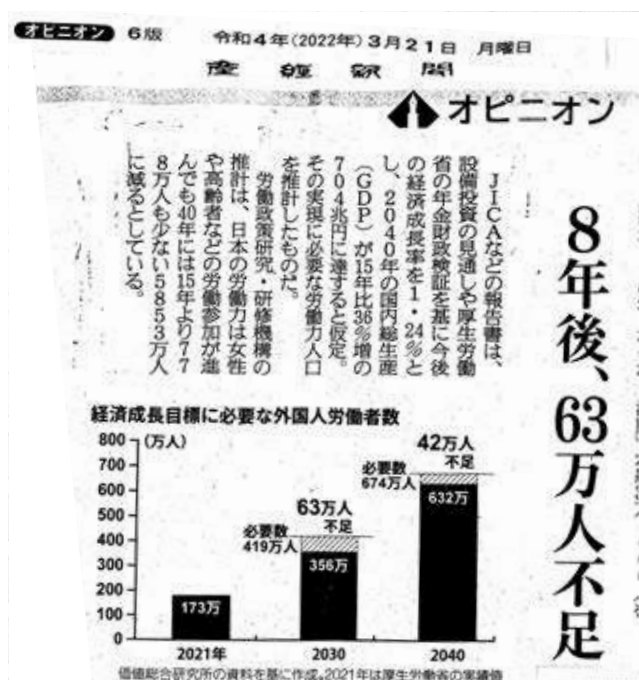
日本は長年、賃上げが行われな一方、物価もほとんど上がってこなかった。しかし、厚生労働省が発表する毎年勤労統計の実質賃金を見ると”ニッポンの安い賃金の真実が見えてくる。

実質賃金は労働者が実際に受け取った給与である名目賃金から、消費者物価指数に基づく物価変動の影響を差し引いて算出した指数だ。平成8年をピークにほぼ一貫して下がっており、この間は賃金よりも物価の上昇が勝っていたことになる。賃金に対してはじわじわと上昇する物価に、人々の生活が年々苦しくなっている状況が浮かび上がってくるのである。

更に産経紙は「デフレにより日本では毎年、賃上げが行われな一方、物価もほとんど上がってこなかった。厚生労働省が発表する毎月勤労統計の実質賃金を見ると、“安いニッポン”の真実が見えてくる」とある。

そのせいか、総務省の労働力調査によると、25～34歳の転職希望は21年7～9月で237万人、就業者全体に占める比率は21.5%と、令和3年12月19日付日経が報じていたが、この年齢に該当する人は、企業にとって「かけ替の無い」ベテランの社員と思われるのだ。経験豊かなベテランを失う企業の損失は大きい。

一方荻谷剛彦オックスフォード大学教授は日経紙（今年の1月6日付）で、国際的にみると日本の労働生産性や実質賃金の停滞が目立つ、…他の先進国では生産年齢人口の高学歴化が進み、それに伴い労働生産性が上昇しているのだ。だが日本ではこうした現象は生じない。なぜか。一つの答えは、非正規雇用の拡大である。非正規雇用では人的資本の価値（知識・能力）を生かしきれず低い生産性にとどまる。だから労働生産性の上昇に結びつかないという説を紹介している。



少子高齢化時代、労働力不足は明白だ。社内外、外注を抱え、コストダウンが相次いで求められ、納期管理（品質・納期とカンバン）の厳しいニッポンの現場。

一時しのぎか、外国人労働者も、私の周辺でもよく見かけるが、それすら不足ぎみとのこと。下請トラブルも多い。

技術職・技能職のベテランさんには、定年制がないようだ。

会員だより

刈谷支部

江戸～明治中期頃の店

《商号》

株式会社 おもて や 表 屋

表屋は、すべてのオフィス用品から、
コンピュータネットワークまで、
あなたのオフィスをトータルサポートいたします。



創業 文化六年
(西暦1809年)

「表屋」は1809年創業の歴史をもち、全てのオフィス用品から
OA機器・PC機器の販売とソフトウェア開発及びコンピュータネットワーク、サポート業務と幅広く
営業活動をし、お客様に強い信頼を得ている西三河、刈谷及び周辺の地域密着型の会社です。

《会社概要》

所在地 刈谷市八軒町 1-70-1
電 話 0566-23-7733
F A X 0566-23-5020
U R L <http://www.omoteya.co.jp>
資 本 金 1,200 万円
代 表 者 加藤 俊二
従業員数 24 名



《沿革》

文化年間（1809年）現在の刈谷市銀座にて創業
大正14年 「株式会社 表屋商店」を設立
昭和45年 「株式会社 表屋」に組織変更
平成6年 店舗（B-BOX）を開設
平成11年 刈谷市一色町にソフト部と営業本部を統合
平成13年 ビジネスプラザオモテヤを開設
平成22年 本社及び営業本部をオモテヤプラザ内に移転
令和元年 ビジネスプラザオモテヤ閉店



《事業内容》

1. OA 機器・PC 周辺機器・コンピュータの販売
2. 事務機器・事務用品・文具の販売
3. オフィス家具レイアウトデザイン・販売
4. ソフトウェア開発及びサポート
5. ホームページ作製及びホスティングサービス
6. “カウネット”による通信販売

《所在地アクセス》

《表屋本社》

JR 東海道線 刈谷駅から徒歩 約 15 分



お知らせ

刈谷労働基準協会主催講習会

講 習 名		日 程	会 場	会 費	
				会 員	非会員
技 能 講 習	31H フォークリフト	(学) 6月30日 (実) 7月2・3・9日	(学科) あいち産業科学技術総合センター (実技) 豊田自動織機 高浜工場	32,950 円	
		(学) 7月1日 (実) 7月2・3・9日 (満席)			
		(学) 8月5日 (実) 8月6・7・13日			
	プレス機械作業主任者	8月4・5日	あいち産業科学技術総合センター	14,090 円	
	酸欠・硫化水素危険 作 業 主 任 者	7月13・14・15日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター	19,210 円	
	特化物・四アルキル 鉛等作業主任者	7月27・28日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
		8月2・3日 (満席)	刈谷商工会議所		
		8月9・10日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター		
		8月23・24日 (満席)			
		8月29・30日 (満席)			
		有機溶剤作業主任者			
	8月8・9日				
特 別 教 育	粉 じん	8月10日	あいち産業科学技術総合センター	8,700 円	11,700 円
	産 業 用 ロ ボ ッ ト	(学) 8月24・25日 (満席) (実) 8月27日	あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター	36,500 円	40,000 円
	ア ク 溶 接	(学) 8月25・26日 (実) 8月27日	あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター	20,000 円	23,000 円
	低 圧 電 気 (実 技 7 H 含 む)	(学) 7月19日 (満席) (実) 7月20日	刈谷商工会議所	16,000 円	19,000 円
		(学) 8月30日 (満席) (実) 8月31日			
そ の 他 の 教 育	機 械 研 削 と い し	(学) 7月7日 (満席) (実) 7月8日	あいち産業科学技術総合センター 豊田自動織機 ラーニングセンター	14,200 円	17,200 円
	フルハーネス型 墜落制止用器具	7月12日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター	9,700 円	12,700 円
	職長教育（製造業）	7月26・27日	あいち産業科学技術総合センター	14,000 円	17,000 円
	職 長 ・ 安 全 衛 生 責任者教育（建設業）	7月26・27日	あいち産業科学技術総合センター	19,000 円	22,000 円
	衛 生 管 理 者 受 験 準 備 勉 強 会	8月2・3日	あいち産業科学技術総合センター	19,500 円	22,500 円
	フ ォ ー ク リ フ ト 従 事 者 教 育	7月21日	あいち産業科学技術総合センター	8,600 円	11,600 円
	安全管理者選任時研修	7月4・5日	あいち産業科学技術総合センター	19,000 円	22,000 円

※会費にはテキスト代、昼食代、消費税を含みます。

<https://www.kariya-rouki.or.jp>

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科 (日)	実 技 (日)			
技能講習	ガス溶接作業主任者	8月4日	8月6日	ポ ー ラ ビ ル	トヨタ教育センター	13,780 円
	乾燥設備作業主任者	8月10・11日		ポ ー ラ ビ ル		13,340 円
		8月22・23日		産業技術センター		
	石綿作業主任者	8月6・7日		ポ ー ラ ビ ル		13,280 円
		8月12・13日		ポ ー ラ ビ ル		
		8月15・16日		ポ ー ラ ビ ル		
		8月17・18日		ポ ー ラ ビ ル		
	鉛作業主任者	8月25・26日		国際会議場		13,060 円
		8月23・24日		ポ ー ラ ビ ル		
特別教育	電気自動車	8月29日		名鉄自動車学校		10,690 円
その他	マスクフィットテスト	8月10日		名古屋市公会堂		26,080 円
	建築物石綿含有調査者	8月17・18日		アイプラザ一宮		45,280 円
		8月30・31日		国際会議場		
	衛生管理者	8月30・31日 9月7・8日		日本特殊陶業市民会館		28,600 円

西三河協会主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場
産業用ロボット特別教育	7月5・6・7 or 8日	(学科) 岡崎市中小企業・勤労支援センター (実技) グローバル安全衛生教育センター
低圧電気特別教育	8月23・24日	豊田市福祉センター
安全管理者選任時研修	7月29日	西尾市文化会館

※西三河協会主催講習会を受講希望の方は、刈谷労働基準協会へお問い合わせ下さい。

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練 (KYT) 1日研修会	7月22日	刈谷商工会議所	16,830 円	18,700 円

2022年度 説明会等の事業について (新型コロナウイルス感染症への対応)

新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑み、本年度も昨年同様、精励賞・特別精励賞の対象とは致しませんので、ご了承願います。

会 報

会報のバックナンバーを刈谷労働基準協会ホームページにて掲載しております。
<https://www.kariya-rouki.or.jp> ご覧ください。

2022年度愛知産業安全衛生大会

特別講演

「いつまでもいきいき元気に！～健康寿命を延ばす筋トレ法～」

順天堂大学スポーツ健康科学部 前任准教授 谷本 道哉 氏



基調講演

「労働安全衛生行政の動向について」

愛知労働局 労働基準部長 伊勢 久忠 氏

事例発表

安全関係

「リスクアセスメントの取組みについて」 発表事業場は調整中

健康関係

『元気な会社、元気な社員、元気な家族』の実現をめざして
～健康経営の取組みについて～

株式会社FTS 保健師 中村 美波 氏

参加案内

参加費 資料代 2,000円(消費税込)

定員 1,000名 座席は当日の受付で指定させていただきます。

申込方法 本紙裏面の参加申込書に資料代を添えて6月24日(金)までに愛知県下各地区労働基準協会にお申込みください。申込受付印を押したものを返送しますので、当日、参加票として受付にてご提示ください。

※ 6月24日(金)以降の参加の取消については、資料代全額を申し受けますので、ご了承ください。

日時 2022年7月7日(木)
12時45分～16時10分
(開場 11時45分～)

場所 名古屋国際会議場
センチュリーホール
名古屋市熱田区熱田西町1番1号
TEL(052)683-7711

主催 (公社)愛知労働基準協会

後援 (予定)

愛知労働局
愛知県
名古屋市
愛知県経営者協会
愛知県中小企業団体中央会
愛知中小企業家同友会
日本労働組合総連合会愛知県連合会
中央労働災害防止協会
(公社)全国労働基準関係団体連合会
(公社)愛知県医師会
(一社)愛知県歯科医師会
(独)労働者健康安全機構 愛知産業保健総合支援センター
協力 愛知県下各地区労働基準協会

お願い事項

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用・手指の消毒・受付での検温・ソーシャルディスタンスへのご協力をお願いいたします。

安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害 ☐ 緑

不 休 災 害 ☐ 黄

休 業 災 害 ☐ 赤

労 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566
24-1050

労働衛生コンサルタント

産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町631番地 ロイヤルシティ岡崎公園1202号室
TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025
E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エージェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



ミドリ安全が、働く女性の
あらゆる安全をサポートします

ワーク女子力サイトはこちらから
midori-anzen.co.jp/mwj/



MIDORI
LADIES' WORKS COLLECTION



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）

一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《四大定期刊行誌》

●単行本

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥56,000+税

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥25,715+税

年度版 **安衛法便覧**

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/6,400頁/15,000円+税

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

◎労働基準調査局とは

一切関係ございません。(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
TEL 052(211) 2073

印編 一発
刷集 般社行
所人 団法所

(株)刈谷市ハートビルズ刈谷ビル五階
刈谷市高松町一丁目二九
刈谷労働基準協会 〒四八八-〇八五三
（電話）〇五六-一二一六三三七
刈谷市幸町二丁目二
定価一五〇円